

周南市議会議員の期末手当の支給の特例に関する条例制定について

周南市議会議員の期末手当の支給の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年5月8日 提出

提出者 周南市議会議員 兼 重 元
米 沢 痴 達
福 田 吏江子

周南市議会議員の期末手当の支給の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年周南市条例第39号。以下「議員報酬条例」という。）に規定する議員の期末手当の支給について特例を定めるものとする。

(期末手当の支給の特例)

第2条 令和2年6月1日を基準日とする期末手当は、議員報酬条例第4条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。